

令和6年9月5日

関東運輸局長 殿

京浜フェリーボート株式会社  
代表取締役社長 佐藤 和徳

### 報告書

令和6年8月8日に発出を受けました輸送の安全確保に関する命令に対し、以下の措置を実施し、事故の再発防止に取り組めます。

事故再発防止として早急に取り組むため、令和6年2月15日全体会議（船長・甲板員・ガイド・営業部）を行い、事故に至るまでの経緯・経過、事故発生前後の船側対応や事故原因などを社内報告書に纏めました。

ガイドや棧橋担当者については、全員を集めることが難しいため、個別に事故について説明を行いました。

また備船者についても、全体会議で使用した事故報告書を使い詳細説明すると共に事故発生時の対応不備について情報共有し再発防止に向け取り組むことを確認しました。

全体会議で説明した再発防止に向けた各取組については、業務内容により実務担当者が異なるため個別に取組内容を指導しました。

さらに本命令書を受けて、上記報告書を再度社員に対して周知しました。その上で経営トップ自らが安全方針及び安全重点施策の見直しを行い、備船の乗組員を含め、全社員に対して安全最優先の原則を徹底することを周知する等、安全マネジメント態勢の再構築に主体的に関与しました。

なお、命令書の各項目に対する是正内容については、以下のとおりです。

1) 経営トップの責務について

今回の命令を受けて、安全方針及び安全重点施策の見直しや安全目標の確実な実行に向けて、安全最優先の原則を全社員に対して周知を行いました。今後は輸送の安全確保に関する管理業務の実施範囲を明らかにし安全運航に取り組めます。

2) 安全統括管理者の責務について

今回の命令を受けて、会社として取組む『安全目標』を設定して本社事務所に掲示、安全重点施策に相当する安全目標を設定しました。今後は関係法令の遵守、安全最優先の原則に常に取組めます。

3) 運航管理者の責務について

運航管理者として、安全管理規程に記載の“運航管理者の職務及び権限”の範囲を改めて見直しました。今後は運航管理者として課された職務及び権限を逸脱することなく、船舶の運航管理全般に関し船長と協力して輸送の安全確保に努めます。

4) 運航管理に関する記録について

運航管理者として、運航可否判断については運航基準の遵守、船長及び関係会社と協議の上、最終判断を行うことを確認しました。具体的には、令和6年8月以降、運航の可否判断に関する中止の措置及び協議の結果を記録することとしました。

今後は上記を行うとともに、催行中止の場合、判断基準を記録して1年間（当該年度終了後、翌年度末の3月31日まで）保存します。

5) 運航に必要な情報の収集及び伝達について

運航管理者として、海の安全情報など官公庁の発する運航に関する情報について、船長と情報共有することを確認するとともに、各船長に対しても安全情報を共有することを指導しました。具体的には、海上保安庁等、官公庁が発する情報を年度ごとに紙ファイルでまとめ、当社の事務所に備え置き、各船長が容易に閲覧可能に対応しました。

今後、共有した海の安全情報等については、記録の保存期間を1年間（当該年度終了後、翌年度末の3月31日まで）とします。

6) 運航管理者に対する運航管理に必要な情報処理について

運航管理者は船長に対し、運航管理に必要な状況が生じた場合、随時報告するよう指導を徹底しました。具体的には天候の急変等により運航中止等を行った場合は、日々の就航日報に協議及び中止した旨を記録することとしました。

今後は安全運航に努め、船舶出入港（運航時間）及び気象・海象に関する記録の保存期間は、1年間（当該年度終了後、翌年度末の3月31日まで）とします。

7) 運航基準図について

運航管理者及び船長は、運航基準図に定められた航路を見直し、基準経路の航行を確実に行うことの徹底を再度確認しました。見直しを行った航路は関東運輸局に対して申請を行い、認可を受けました。今後、事業計画（航路）を変更した場合、基準航路図は本船に保管し基準航路の厳守について指導します。

乗組員には見張り業務の重要性を指導すると共に船長は、緊急の場合を除き運航基準図に定める基準航路の航行を確実に行うよう徹底します。

8) アルコール検査について

安全統括管理者として、船舶乗組員を対象にアルコール検査を実施し記録を残します。アルコール検査は、安全運航に必要不可欠な検査であることを社員、備船者関係なく指導し、自社船・備船ごとに検査結果を記録することとしました。

今後、検査結果の記録保存期間は、1年間（当該年度終了後、翌年度末の3月31日まで）とします。

9) 海難その他の事故の処理について

運航管理者は、船長に対し事故発生時の措置については安全管理規程に従い対応するよう指導を徹底しました。

今後、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安部（官公署連絡表）に連絡するよう指導します。

10) 安全教育の実施及び記録作成について

安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程の定めに従い安全教育を実施しました。

安全教育は、社員・ガイド・備船者に関係なく安全管理規程その他、安全確保に必要な教育を実施し記録に残します。

安全教育を実施する場合、訓練を受ける者が理解し易い内容を心掛けます。

11) 事故訓練の実施及び記録の保管について

今回の命令を受けて、安全統括管理者及び運航管理者は、備船を含めた運航船に対して、事故対応マニュアルを用いた事故処理に関する訓練を実施しました。また、定期的に訓練を実施するための計画も策定しました。今後は年1回以上、定期的に訓練を実施します。

事故処理基準は、事故処理を迅速に対応するためのガイドラインであり、訓練を重ねることにより被害を最小限に抑えることができる重要な訓練であることを社全体で共有し、実施した内容を記録に残し次の訓練に役立てます。

以上